

公益財団法人岡山県体育協会倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会（以下「本会」という。）の組織運営、県民スポーツの推進等に関わる全ての関係者の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、本会の評議員、役員等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに公益財団法人日本体育協会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは定款第16条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員等とは定款第25条に規定する理事及び監事、同第38条に規定する岡山県スポーツ少年団の本部長、副本部長及び常任委員、委員をいう。
- (3) 名誉会長とは定款第32条に規定する名誉会長をいう。
- (4) 委員会委員とは定款第38条に規定する岡山県スポーツ少年団専門部会、指導者協議会、リーダー会役員、同第40条に規定する委員会委員をいう。
- (5) 職員とは定款第43条に規定する職員をいう。
- (6) 公益財団法人日本体育協会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

(基本的責務)

第3条 役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等に基づき、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

- 2 「公益財団法人岡山県体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツ

の健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 2 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや、斡旋・強要をしてはならない。
- 4 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員等及び登録者等は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。

(倫理に関する所掌)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本会の倫理委員会が役職員等及び登録者等の綱紀粛正の推進及び関係規程の遵守に関することを所掌する。

(違反による処分等)

第6条 役職員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、業務執行理事は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員等及び登録者等が本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 評議員及び役員等の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、定款第17条及び第30条に基づき厳正に必要な措置をとるものとする。
- (2) 名誉会長及び委員会委員の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、厳正に必要な措置をとるものとする。
- (3) 職員の処分は、本会就業規則に基づき、倫理委員会の意見を聴取したうえ、厳正に必要な措置をとるものとする。
- (4) 登録者等については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、厳正に必要な措置をとるものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

第8条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年3月27日から施行する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年3月13日から施行する。